

令和 3 年度

水 防 計 画 書 (案)

宇 多 津 町

目 次

第 1	総 則	・ ・ ・ ・ ・ P 1
第 2	水防本部の設置及び組織事務分掌	・ ・ ・ ・ ・ P 1
第 3	水 防 本 部 の 係 員 の 非 常 参 集	・ ・ ・ ・ ・ P 4
第 4	宇多津町災害対策本部との関係	・ ・ ・ ・ ・ P 4
第 5	水 防 資 材	・ ・ ・ ・ ・ P 5
第 6	気 象 通 報 等 及 び 連 絡	・ ・ ・ ・ ・ P 6
第 7	水 防 巡 視 等	・ ・ ・ ・ ・ P 2 0
第 8	水 防 活 動 等	・ ・ ・ ・ ・ P 2 1
第 9	避 難 の た め の 立 ち 退 き	・ ・ ・ ・ ・ P 2 5
第 1 0	避 難 指 示 等 の 発 令 基 準	・ ・ ・ ・ ・ P 2 6
第 1 1	他の水防機関等との協力応援	・ ・ ・ ・ ・ P 2 9
第 1 2	公 用 負 担	・ ・ ・ ・ ・ P 2 9
第 1 3	水 防 訓 練	・ ・ ・ ・ ・ P 3 0

資料 別表 1（避難者収容予定箇所）

宇多津町水防協議会条例

宇多津町水防協議会委員名簿

第1 総 則

1. 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、香川県知事から指定された指定水防管理団体たる宇多津町が、同法第33条の規定に基づき、河川、湖沼又は海岸等の洪水、津波又は高潮等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

2. 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者は自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとし、水防活動時には、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオなどにより最新情報を得ることとする。

3. 津波における留意事項

津波の際の水防活動は、遠地津波や離れた日本近海の津波の場合は、安全に避難できる時間を確保したうえでの活動が可能ながあるが、近地津波の場合は、困難なことが考えられる。また、津波本体の到達より先に地震のゆれや地盤沈下により、30 cm以上の海面変動が起こることも考えられる。

従って、水防活動に従事する者は、気象庁が発表する津波情報や被災状況をふまえ、安全が確保できる場合のみ水防活動を実施するものとする。

第2 水防本部の設置及び組織事務分掌

1. 水防本部の設置基準及び事務分掌

(1) 設置基準

町長は、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、次の基準に該当する場合に水防本部を設置し、宇多津町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、水防本部を解散する。

- 1 町内に大雨、洪水、高潮の警報が発表されたとき
- 2 台風の接近により町内に暴風、波浪の警報が発表されたとき
- 3 大雨、洪水、高潮、津波等による危険があると認めたとき
- 4 香川県周辺の予報区に津波注意報が発表されたとき

※・水防本部が設置されるまでの間は、危機管理課において業務を処理する。

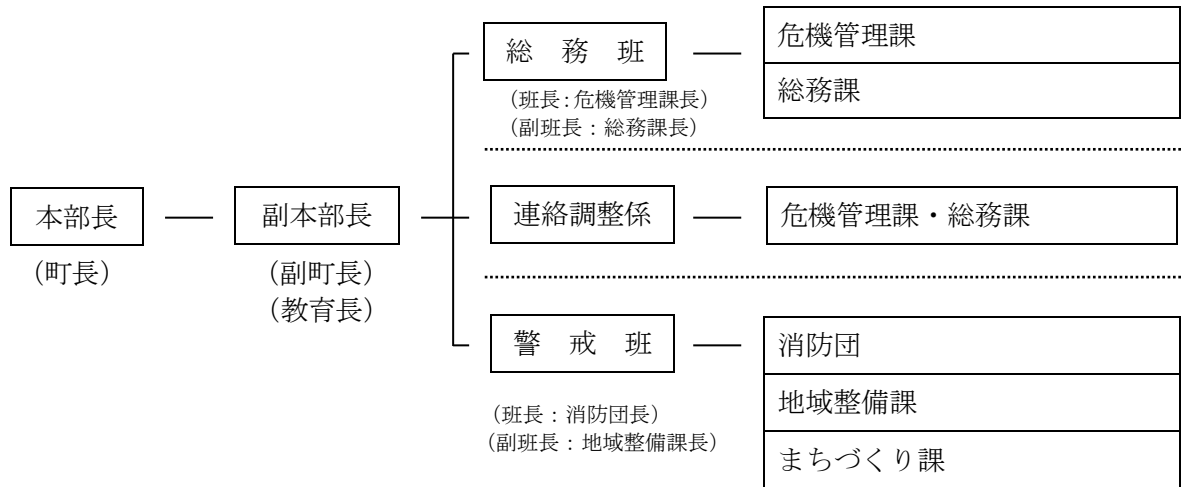
- ・関係各課長は気象状況の判断により、所属課員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

(2) 水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の事務局は、危機管理課に置く。

第1次動員

災害の想定規模：大雨等の気象警報が発令された時、もしくは洪水又は高潮等に対する危険があると認められる状況

動員体制：危機管理課、総務課、地域整備課、まちづくり課・・・全員招集
水防団（以下「消防団」という。）・・・全団員の招集



班	担当課等	所掌事務
総務班	危機管理課 総務課	1 水防事務に関すること。 2 水防本部要員の動員及び配置に関すること。 3 公用車の配備に関すること。 4 気象情報等情報の収集に関すること。 5 状況の把握及び判定に関すること。 6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等立ち退き指示の立案に関すること。 7 状況及び被害箇所の写真撮影に関すること。 8 県及びその他防災機関との連絡、報告に関すること。 9 水防本部要員の給食等厚生に関すること。 10 他班への応援に関すること。
警戒班	消防団 地域整備課 まちづくり課	1 所管公共施設の保全に関すること。 2 管内の巡視に関すること。 3 災害予想箇所の巡回に関すること。 4 水防作業の準備に関すること。 5 河川、湖沼、海岸の水位の情報収集に関すること。 6 他班への応援に関すること。
連絡調整係	危機管理課 総務課	1 総務班と警戒班との連絡調整に関すること。

第2次動員

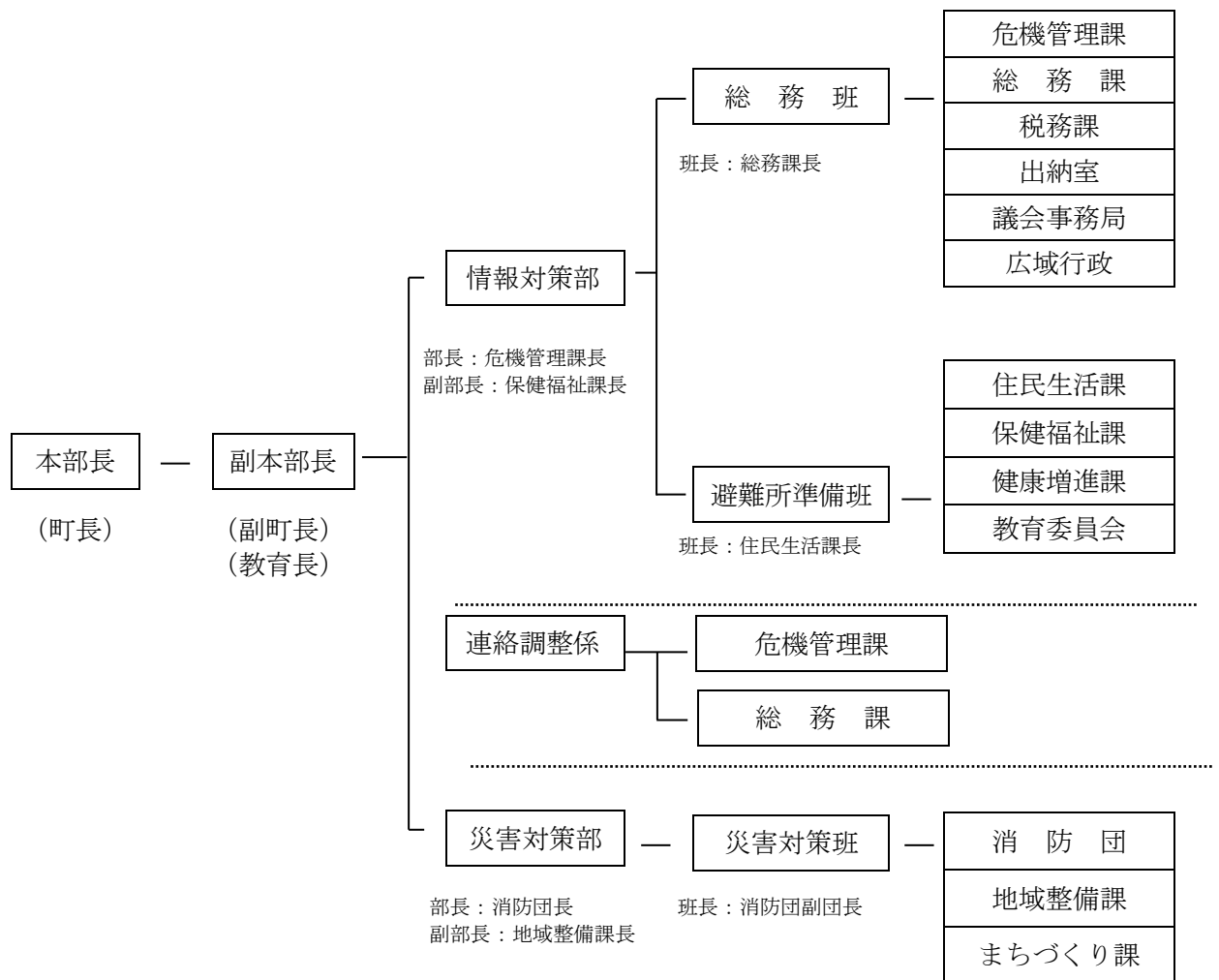
災害の想定規模：・第1次動員にて警戒態勢の中、災害の発生が予想される時、又は小規模災害が発生した時

- ・避難所等に避難行動がみられた時
- ・香川県に津波注意報が発表されたとき

動員体制：・危機管理課、総務課、地域整備課、まちづくり課、消防団……全員招集

・議会事務局、税務課、出納室、教育委員会、住民生活課、保健福祉課、健康増進課

坂出・宇多津広域行政事務組合……係長以上の招集



部	班	担当課等	所掌事務
情報対策部	総務班	危機管理課 総務課 税務課 出納室 議会事務局 広域行政	1 水防事務に関すること。 2 水防本部要員の動員及び配置に関すること。 3 公用車の配備に関すること。 4 状況の把握及び判定に関すること。 5 水防本部長の指示伝達に関すること。 6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等立ち退き指示の立案及び発信に関すること。 7 状況及び被害箇所の写真撮影に関すること。 8 県及びその他防災機関との連絡、報告に関すること。 9 水防本部要員の給食等厚生に関すること。 10 各班の連絡調整に関すること。 11 水防警報、避難勧告等住民への周知に関すること。 12 水防本部と住民との連絡調整に関すること。 13 他班への応援に関すること。
	避難所準備班	住民生活課 保健福祉課 健康増進課 教育委員会	1 避難所開設の準備に関すること。 2 避難所必要物品の調達に関すること。 3 一人暮らしの高齢者等避難行動要配慮者の把握と避難方法の準備に関すること。 4 他班への応援に関すること。
災害対策部	災害対策班	消防団 地域整備課 まちづくり課	1 所管公共施設の保全に関すること。 2 管内の巡視に関すること。 3 被害箇所の応急処置に関すること。 4 水防作業、工法の実施に関すること。 5 緊急時の水防警報、避難勧告等住民への指示に関すること。 6 他班への応援に関すること。
連絡調整係		危機管理課 総務課	1 情報対策部と災害対策部との連絡調整に関すること。

第3次動員

災害の想定規模：災害対策本部設置時

動員体制：宇多津町地域防災計画に定めるところによる。

第3 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに水防本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第4 宇多津町災害対策本部との関係

宇多津町災害対策本部が設置されると、水防本部は災害対策本部に統括される。

第5 水防資材

1. 防災資材倉庫並びに備蓄資材

防災資材倉庫には、水防資材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

防災資材倉庫の所在		宇多津町字網の浦 2 1 4 4 番地 1			
種 類	単位	数 量	種 類	単位	数 量
土のう	枚	1, 0 0 0	鋸	丁	3
ビニールシート	枚	3 0	斧	丁	3
丸太杭	本	2 0	スコップ	丁	3 0
鉄杭	本	5 0	照明具	台	2
縄・ロープ	Kg	2 0	救命胴衣	枚	8 0
鎌	丁	1 0	チェンソー	台	4
掛矢	ヶ	6	ゴムボート	艘	2
水中ポンプ	台	5			

2. 消防団長は、状況の急変等により水防資材の調達を水防本部に要請する暇がないときは、直ちに調達するものとする。その場合は、その旨を水防本部に報告するものとする。

第6 気象通報等及び連絡

1. 水防活動に必要な特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

(1) 高松地方気象台が発表する特別警報、警報及び注意報

特別警報、警報及び注意報の種類

水防活動の利用に適合する 警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	解 説
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

※大雨特別警報及び大雨警報については、特に警戒すべき事項を「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警

報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、括弧書きで表記します。
 ※水防活動の利用に適合する水防活動用警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報を持って代える。

特別警報、警報及び注意報の発表基準（宇多津町）

特別警報

種 類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月3日現在
 発表官署 高松地方気象台

宇多津町	府県予報区	香川県			
	一次細分区域	香川県			
	市町村等をまとめた地域	中讃			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123	
	洪水		流域雨量指数基準	大東川流域=12.6	
			複合基準 ^{*1}	大東川流域=(7, 11.3)	
			指定河川洪水予報による基準	土器川[祓川橋(丸亀区域)]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm		
波浪	有義波高	2.5m			
高潮	潮位	2.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	93		
	洪水		流域雨量指数基準	大東川流域=10	
			複合基準 ^{*1}	大東川流域=(7, 10)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	2.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%			
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨 ^{*2}			
低温	最低気温-4℃以下 ^{*3}				
霜	晩霜期 最低気温3℃以下				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ:20cm以上 気温:-1℃~2℃				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm		

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は高松地方気象台の値。

^{*3} 気温は高松地方気象台の値。

(2) 高松地方気象台が伝達する津波に関する特別警報、注意報、警報、予報及び情報

①種 類

種 類		解 説
水防活動用 津波警報	津波特別警報 (大津波警報)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想したとき発表する。 (津波については既存の「大津波警報」が特別警報に位置づけ られる)
	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれ があると予想したとき発表する。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部や川沿いにおいて災害が発生するおそれがある と予想したとき発表する。
津波予報		津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

※地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

②発表基準・解説・発表される津波の高さ等（注1）

津波警報等の 種類	発表基準	津波の高さ予 想の区分	発表される津波の高 さ		津波警報等を見聞き した場合にとるべき 行動
			数値で の発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	予想される津波 の高さが高いと ころで3mを超え る場合	10m<高さ	10m 超	巨大	木造家屋が全壊・流失し 人は津波による流れに 巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる 人は、ただちに高台や避 難ビルなど安全な場所 へ避難する。 警報が解除されるまで 安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1mを超え 3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは 津波が襲い、浸水被害が 発生する。人は津波によ る流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる 人は、ただちに高台や避 難ビルなど安全な場所 へ避難する。警報が解除 されるまで安全な場所 から離れない。
津波注意報	予想される津波 の高さが高いと ころで0.2m以上、 1m以下の場合で あって、津波によ る災害のおそれ がある場合	0.2m≤高さ≤ 1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流 れに巻き込まれ、また、 養殖いかだが流出し小 型船舶が転覆する。海 の中にいる人はただちに 海から上がって、海岸か ら離れる。海水浴や磯釣 りは危険なので行わな い。 注意報が解除されるま で海に入ったり海岸に 近付いたりしない。

(注1) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合がある。
- ・津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

③津波予報及び津波情報

津波予報

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波情報

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)または巨大地震の場合は、「巨大」「高い」の言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報・津波注意報の基準を参照] 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報」(VTSE41)に含まれる。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する他、香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻も発表。震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所で観測した津波の時刻や高さ等を発表。(注 1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注 2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(注 1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の 発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注 2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時間と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値 (第 1 波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ) を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値) または「推定中」(沿岸での推定値) の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び沿岸での推定値 (※)) 発表内容

警報・注意報の 発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を 発表中	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を 発表中	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値を発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

① 情報の種類

情報名	発表条件	付記するキーワード
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合	「巨大地震警戒」・・・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	「巨大地震注意」・・・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合、又は、想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合	

② 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震に対して警戒をする措置をとるものとする。

また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

③ 住民の防災対応

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクの高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

(1) 巨大地震警戒対応

ア 日頃からの地震への備えの再確認等

イ 後発地震に備えた事前避難

・避難検討対象地域

津波に限らず、水深が 30cm 以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深 30cm 到達時間予測図において、堤防崩壊等に 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域である、「新町、岩谷団地、浦町、大門、本町、中村」の一部を避難検討対象地域とする。

・事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

・事前避難の期間

1 週間を基本とする。

・「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

・避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定される津波による浸水、土砂災害、倒壊等のリスクに対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1 週間を基本とした避難生活が可能で施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインが通常どおり稼働し、商業施設等も営業していることから、避難者等は自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

(2) 巨大地震注意対応

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃から地震の備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

④ 民消防機関等の活動

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

⑤ 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

・正確な情報の収集及び伝達

・不法事案等の予防及び取締り

・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

⑥ 道路

町及び県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

⑦ 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

ア 各施設に共通する事項

- ・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等の入場者等への伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ・各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- ・橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ・河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ・幼稚園、小・中学校にあっては、児童生徒等に対する保護の方法、事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導法方法、避難誘導実施責任者等
- ・社会福祉施設にあっては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ方法、事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難経路、避難誘導法方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

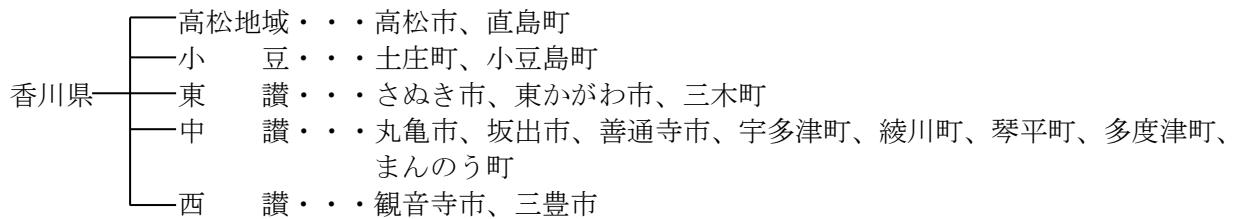
ウ 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建物に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を講ずるものとし、その方針を定めておくものとする。

(4) 特別警報、警報及び注意報の地域名称

特別警報、警報及び注意報（津波は除く）については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。



津波警報等については日本の沿岸を 66 ヶ所の津波予報区に分割して区毎に発表される。
香川県については、沿岸全体を予報区名「香川県」として発表される。

2. 特別警報、警報、注意報等気象情報の伝達系統

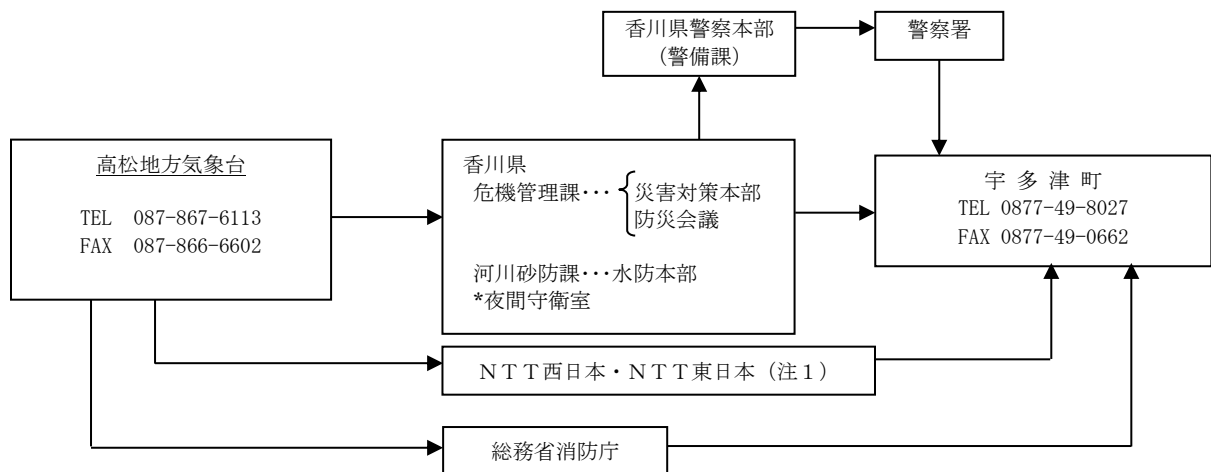
高松地方気象台が次の特別警報、警報、注意報等（津波は除く）を発表した場合は、特別警報、警報、注意報等（津波は除く）の伝達系統図（図一 1）に従って関係機関及び住民に周知する。

また、大津波警報、津波警報・注意報の伝達系統を図一 2 に示す。

- (1) 大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報
- (2) 高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報
- (3) 洪水警報、洪水注意報
- (4) 暴風特別警報、暴風警報
- (5) 大津波警報、津波警報、津波注意報
- (6) 気象情報（記録的短時間大雨情報）

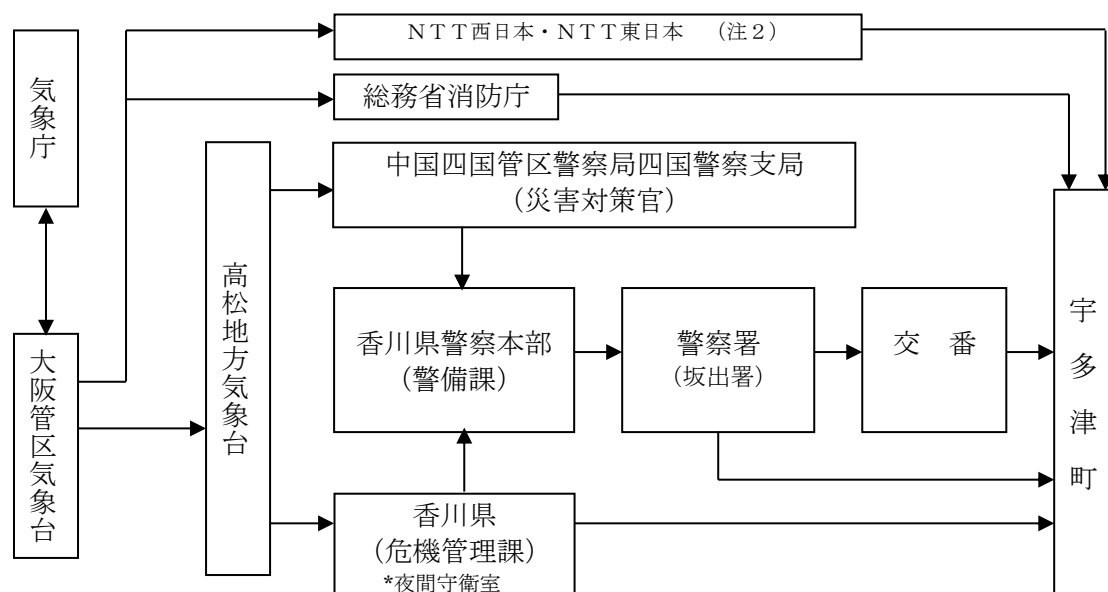
※大雨特別警報若しくは大雨警報発表中に、記録的な 1 時間雨量（90 ミリ以上）を観測又は解析（解析雨量）した場合に発表する。

図一 1 特別警報、警報、注意報等（津波は除く）の伝達系統図（町への伝達系統のみ記載）



（注 1）NTT 西日本・NTT 東日本へは、上記の特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

図一 2 津波警報等の伝達系統図（町への伝達系統のみ記載）



（注 2）NTT 西日本・NTT 東日本へは、上記の特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

3. 土器川（国土交通大臣が指定した河川）の洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により洪水予報を行う土器川については、国土交通省香川河川国道事務所と高松地方気象台が、雨量・水位・流量等を示して洪水予報を発表する。

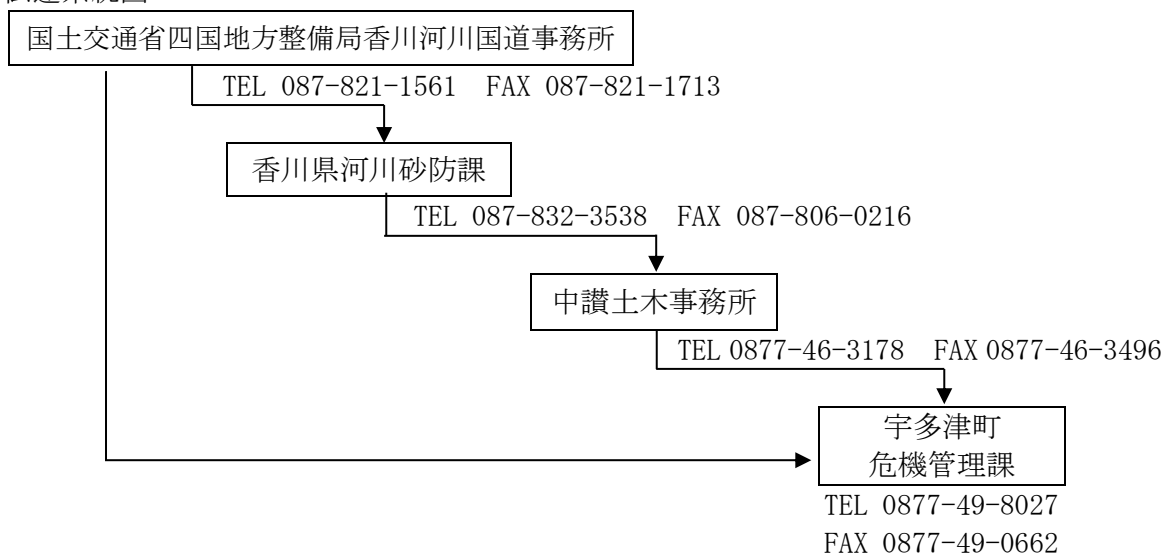
（1）洪水予報の実施河川・区域・基準地点・担当官署

水系名及び河川名	実施区間	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
土器川水系 土器川	左岸 香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先（海から 18.85km）から香川県仲多度郡まんのう町東高篠地先（海から 12.031km）まで	祓川橋（まんのう区域）水位観測所	国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所
	右岸 香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先（海から 18.85km）から香川県丸亀市綾歌町岡田西地先（海から 10.827km）まで	香川県仲多度郡まんのう町羽間 1841-1	
	左岸 香川県仲多度郡まんのう町東高篠地先（海から 12.031km）から海まで	祓川橋（丸亀区域）水位観測所	高松地方気象台
	右岸 香川県丸亀市綾歌町岡田西地先（海から 10.827km）から海まで	香川県仲多度郡まんのう町羽間 1841-1	

(2) 洪水予報の内容・発令基準・実施方法

予報の種類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点(祓川橋)の水位が氾濫注意水位(3.7m)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点(祓川橋)の水位が氾濫危険水位(まんのう区域4.3m、丸亀区域4.6m)に到達することが見込まれるとき、避難判断水位(まんのう区域4.0m、丸亀区域4.3m)に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点(祓川橋)の水位が氾濫危険水位(まんのう区域4.3m、丸亀区域4.6m)に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき
解 除	降雨・水位の状況から、基準地点の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(3) 伝達系統図



4. 大東川(知事が指定した河川(水防警報河川))の水防警報・水防情報

水防法第16条の規定により香川県知事が指定した大東川についての水防警報の発表は、中讃土木事務所長が、水位等を示して水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報の実施河川・区域・延長・基準水位観測所

河川名	区域			延長	基準水位観測所
大東川 (下流)	幹川	左岸	香川県坂出市川津町字川西90番地1地先(丸亀市との行政界)～海まで	6.65km	津之郷橋
		右岸	同県同市同町字井手ノ上802番地8地先～海まで	6.26km	

(2) 水防警報の対象とする基準水位

水防団待機水位	1.4m
氾濫注意水位	2.6m

(3) 水防警報の種類・内容と発表基準

・種類と内容

種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うもの。
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。
情 報	増水（出水）状況、河川状況等を適宜提供する。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

・発表基準

種 類	発 表 基 準
待 機	水位が氾濫注意水位以上に達すると思われるとき
準 備	気象台から大雨又は洪水に関する警報・注警報が発表されている場合で、かつ水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
出 動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき
情 報	増水（出水）状況、河川状況を適宜提供する
解 除	水防作業を必要としなくなったとき

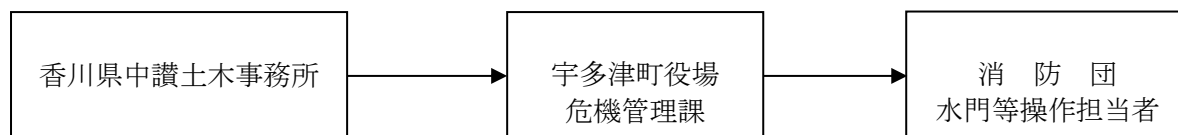
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(4) 水防警報の通知

発報担当者	香川県中讃土木事務所長
連絡方法	FAX 及び電話による受信確認

※関係機関は上記の連絡方法の他に、香川県ホームページ「かがわ防災 WEB ポータル」を利用して情報を得ることもできる（<http://www.bousai-kagawa.jp/>）。

(5) 伝達系統図



TEL 0877-46-3178

TEL 0877-49-8027

FAX 0877-46-3496

FAX 0877-49-0662

5. 大東川（知事が指定した河川（水位周知河川））の水位情報の通知及び周知

水防法第13条の規定により香川県知事が指定した大東川についての水位情報の通知及び周知は、中讃土木事務所が水位または流量等を示して水位情報の通知及び周知を行う。

(1) 水位周知河川の実施河川・区域・延長・基準地点

河川名	区域		延長	基準水位観測所
大東川 （下流）	幹川	左岸	香川県坂出市川津町字川西 90 番地 1 地先（坂出市との行政区界）～海まで	津之郷橋
		右岸	同県同市同町字井手ノ上 802 番地 8 地先～海まで	

(2) 水位周知河川（水位情報周知河川）の基準水位

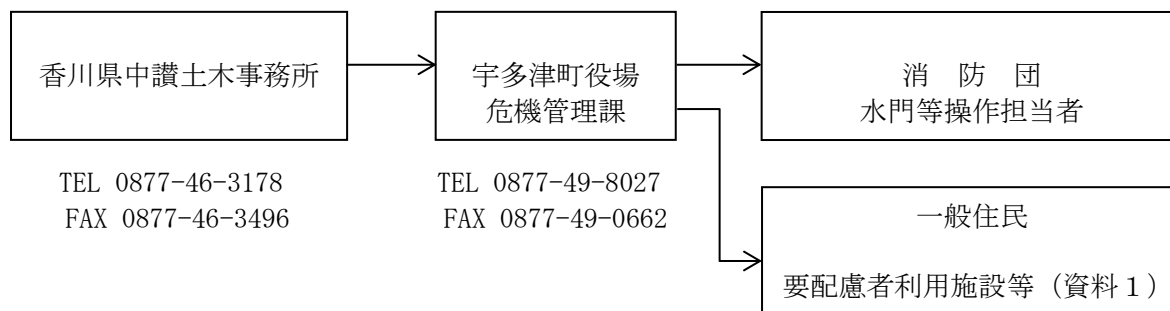
水防団待機水位	1.40m
氾濫注意水位	2.60m
避難判断水位	3.10m
氾濫危険水位	3.45m

(3) 水位情報の通知

発報担当者	香川県中讃土木事務所長
連絡方法	FAX 及び電話による受信確認

※関係機関は上記の連絡方法の他に、香川県ホームページ「かがわ防災 WEB ポータル」を利用して情報を得ることもできる (<http://www.bousai-kagawa.jp/>)

(4) 伝達系統図



(5) 浸透・侵食に関する監視の強化等

県は河川の水位が「氾濫危険水位」以下であっても、「浸透」、「侵食」の危険が高まったと判断される場合に、町への情報提供と、水防団等へ監視の強化の要請を行なう。

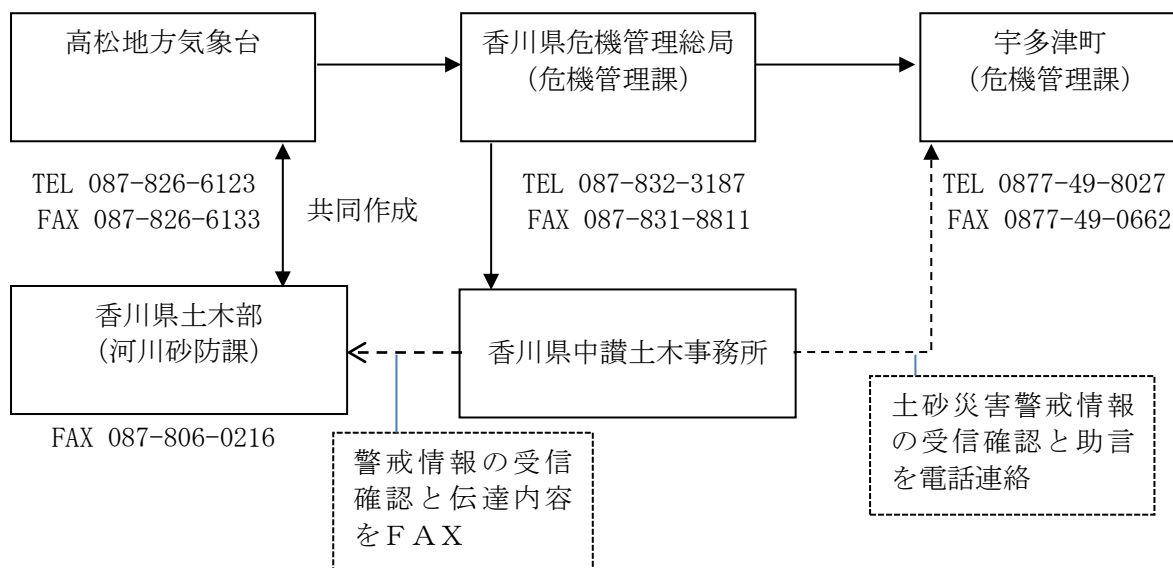
6. 土砂災害警戒情報

災害対策基本法第40条及び第55条、気象業務法第11条の規定により香川県土木部と高松地方気象台が、共同発表する情報で大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害の危険度が高まった時、避難指示等の発令判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署

発表対象地域	発表作業担当部署	作業場所と連絡先
香川県内の全市町を対象とする。 (市町単位で発表する。)	香川県土木部	河川砂防課 連絡責任者 河川砂防課長 電話 087-832-3543 FAX 087-806-0216
	気象庁高松地方気象台	現業室 連絡責任者 観測予報管理官 電話 087-826-6123 FAX 087-826-6133

(2) 連絡系統図（町への連絡系統図のみ記載）



中讃土木事務所は、土砂災害警戒情報発表後に町が迅速かつ的確な避難指示の発令ができるよう県と気象台が土砂災害警戒情報の発表について協議する段階から、町へ砂防情報システムの確認などにより土砂災害の危険性が高まっている地域の情報などについて助言する。

7. 知事が行う津波及び高潮に関する水防警報

水防法第16条の規定により知事が指定した河川及び海岸についての津波又は高潮に関する水防警報の発表は、気象庁が発表する津波注意報、津波警報及び大津波警報又は高潮注意報（台風接近時のみ）、高潮警報及び、高潮特別警報の発表をもって水防警報の発表とする。

(1) 知事が行う津波に関する水防警報

・水防警報する河川及び海岸

知事が行う津波に関する水防警報河川及び海岸は、香川県地震・津波被害想定において浸水被害がある、本県の沿岸市町を水防警報の対象とする。

対 象	関係水防管理団体名
沿岸市町	宇多津町含む7市5町

・種類と内容

種 類	内 容
準備及び 出動	陸閘や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、気象庁からの情報により水防団員の安全が確保できる場合のみ、出動させるもの。
解 除	水防活動の終了させるもの

・発表基準

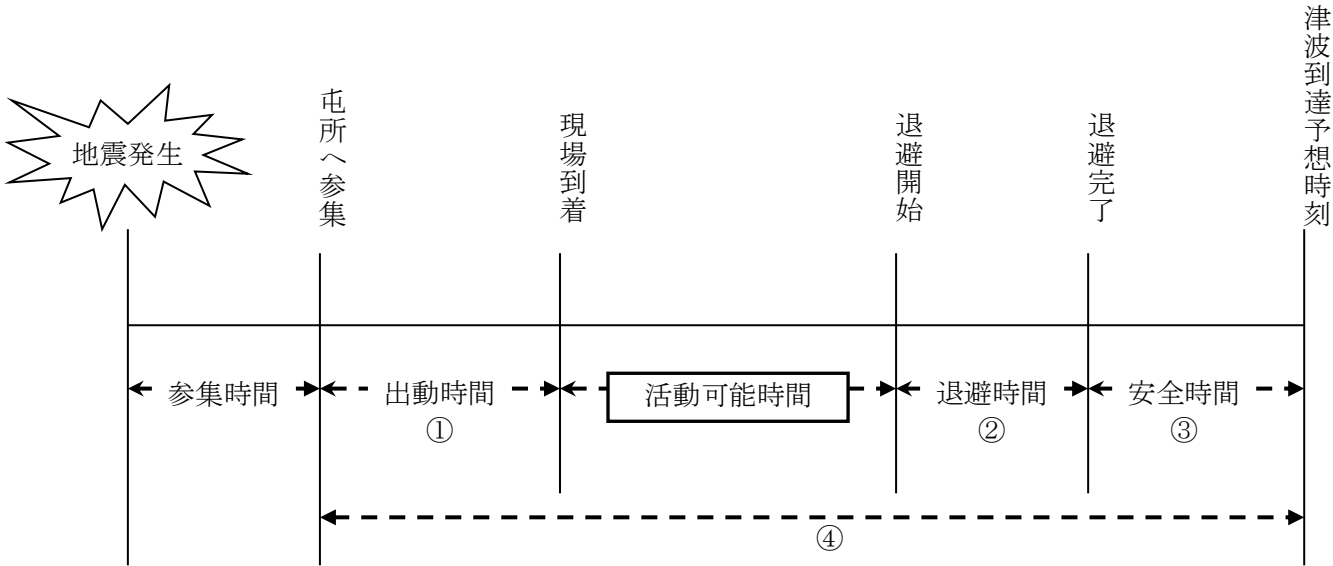
津波による水防活動は緊急性を要することが想定されるため、気象庁から津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された時点で水防警報を自動発表とする。

種 類	発 表 基 準
準備及び 出動	津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。（自動発表）
解 除	津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたとき。（自動発表）

・安全配慮

津波に関する水防活動は、気象庁が発表する津波情報（「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等）を確認し、現場までの移動時間、水防活動時間、退避時間を考慮のうえ、自らの安全確保を最優先とした活動を行う。

また、活動時においては、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオなどにより最新情報を得ることとする。



活動可能時間 = ④ - (① + ② + ③)

(2) 知事が行う高潮に関する水防警報

・水防警報する河川及び海岸

知事が行なう高潮に関する水防警報河川及び海岸は、本県の全ての沿岸市町に高潮による浸水被害の影響があることから、本県の沿岸市町を水防警報の対象とする。

対 象	関係水防管理団体名
沿岸市町	宇多津町含む 7 市 5 町

・種類と内容

種 類	内 容
準備及び出動	陸閘や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、水防団員を出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

・発表基準

種 類	発表基準
準備及び出動	高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき。又は台風の接近に伴う高潮注意報が発表されたとき。 (自動発表)
解 除	高潮注意報が解除されたとき (自動発表)

第7 水防巡視等

1. 水防巡視

水防管理者たる水防本部長は、水防に関する警報の通知を受けたときは、直ちに水防本部を設置し、第1次動員体制にて、総務班、警戒班並びに連絡調整係の水防要員を招集する。

総務班にあつては、危機管理課長を班長とし、気象情報の収集、県及びその他防災機関との連絡等積極的に行い、状況の把握に務めなければならない。その際、水防に関する連絡、報告は、電話（防災用含む。）、FAX（防災用含む。）、防災情報システム等により行う。

警戒班にあつては、消防団長を班長、地域整備課長を副班長とし、管内の巡視を行い、河川、湖沼、海岸の水位の情報収集に務めなければならない。また、水防法第12条の規定により河川水位が次の表の水防団待機水位（通報水位）又ははん濫注意水位（警戒水位）に達した旨の連絡が中讃土木事務所からあったときは、直ちに警戒班長に通知し、さらに必要な水防要員を招集し、警戒を一層厳重にするとともに、水防活動の準備を行うものとする。また、土砂災害警戒情報が発表されたときも同様とする。

連絡調整係にあつては、総務班と警戒班が円滑に活動できるよう連絡、調整に務めるものとする。

なお、2次災害防止のため、風速15m/sを超えた場合は水防要員に対し注意喚起し、20m/sを超えた場合は水防巡視中であっても現場から撤収する。

2. 水位観測所及び水防団待機水位・ 氾濫注意水位

水位観測所

水位観測所	河川名	位 置	水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	種別	観測機関
新町橋下	大東川	宇多津町網の浦	(3.6m)	(3.6m)	テ レ メ ー タ	中讃土木事務所
新町橋上	大東川	宇多津町網の浦	(1.6m)	(2.4m)	テ レ メ ー タ	中讃土木事務所
津之郷橋	大東川	宇多津町大字東分	1.4m	2.6m	テ レ メ ー タ	中讃土木事務所

水位観測所(危機管理型水位計)

水位観測所	河川名	位 置	観測 開始水位	氾濫 開始水位 (警戒水位)	種別	観測機関
板橋東	鴨田川	宇多津町	-0.8m	堤防天端	テ レ メ ー タ	中讃土木事務所

※観測開始水位は、氾濫開始水位を0mとした場合の水位（マイナス表示）

第8 水防活動等

1. 水防活動

水防本部長は、第1次動員体制にて嚴重な警戒を続ける中、災害の発生が予想される時、小規模な災害が発生した時、または、避難所等に避難行動がみられた時は第1次動員体制に加え一層の水防要員を非常招集し、第2次動員体制にて対処するものとし、洪水又は高潮に対する危険が解消されるまでの間、水防活動を迅速且つ積極的に実施するものとする。

なお、2次災害防止のため、風速15m/sを超えた場合は水防要員に対し注意喚起し、20m/sを超えた場合は水防活動中であっても現場から撤収する。

2. 重要水防区域

(1) 危険度判定基準

河川については、下記の危険度判定基準により区分し、そのうちA～Dについて、重要水防区域とする。

危険度の判定基準は次のとおりとする。

危険度判定基準（洪水）

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	1) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 2) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の増水（出水）に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	1) 護岸の老朽化及び、根入不足。 2) 天然河岸の河床洗掘及び、河岸侵食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	×or○	×	○
3	重要度	用途地域、D I D地域等の重要築堤河道区間である。	重 要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要	災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分	

注) ○印は安全、×印は危険箇所を示す。

(2) 河川重要水防区域

水系名	河川名	関係 土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
				A	B	C	D	E	
大東川	大東川	中讃 土木事務所	宇多津町 坂出市 丸亀市	200 ^m	1,260 ^m	6,620 ^m	800 ^m	8,321 ^m	17,201 ^m
〃	鴨田川	〃	宇多津町		2,110			179	2,289

(3) 海岸・港湾重要水防区域

地区海岸名	重要水防 区域(m)	特に危険な区域			備 考
		延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
吉 田	781	0	—	—	
宇多津港	0	0	—	—	

(4) 漁港重要水防区域

漁港名	重要水防 区域(m)	特に危険な区域			備 考
		延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
北 浦	1,131	973	高 潮	積土のう	

(5) ため池重要水防区域

堰堤名	関係 河川名	規模			関係土 地改良 事務所	担当水 防管理 団体	重要 水防 区域 (ha)	予想 される 危険	対策水 防工法	備考
		堤長 (m)	堤高 (m)	貯水量 (千t)						
中池	大東川	225.0	3.0	4.2	中讃土地 改良事務 所	宇多津町	1.0	漏水決壊	土俵積立 ・杭打	中池水利組合
北池	大東川	235.0	6.0	14.3	〃	宇多津町	4.0	〃	〃	北池水利組合
蛭田池	大東川	60.0	4.2	7.5	〃	宇多津町	3.0	〃	〃	蛭田池水利組合
定池	大東川	150.0	4.7	1.8	〃	宇多津町	1.0	〃	〃	定池水利組合
奥池 (上池)	大東川	101.0	5.8	21.7	〃	宇多津町	5.0	〃	〃	奥池水利組合
奥池 (下池)	大東川	64.0	3.2	1.0	〃	宇多津町	5.0	〃	〃	奥池水利組合
宇多津 新池	大東川	239.0	4.6	9.9	〃	宇多津町	3.0	〃	〃	宇多津 新池水利組合

上新池	大束川	163.0	4.2	3.2	〃	宇多津町	3.0	〃	〃	上新池 水利組合
前池	大束川	665.0	2.7	24.2	〃	宇多津町	15.0	〃	〃	津ノ郷 水利組合
細川池	大束川	37.0	5.4	1.4	〃	宇多津町	0.1	〃	〃	
新池	大束川	36.0	4.4	0.9	〃	宇多津町	0.1	〃	〃	

(6) 土砂災害警戒区域

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡	町	字	
1	29-1-I	新開北川	綾歌郡	宇多津町	新開	土石流
2	29-2-I	新開南川	〃	〃	〃	〃
3	29-2-I-2	〃	〃	〃	〃	〃
4	29-3-I	十楽寺川	〃	〃	十楽寺	〃
5	29-4-I	田町南川	〃	〃	〃	〃
6	29-5-I	田町北川	〃	〃	大門	〃
7	29-6-I	宇夫階川	〃	〃	浜六番丁	〃
8	I-321	平山(1)	〃	〃	宇多津町	急傾斜地の崩壊
9	I-93	坂下(2)	〃	〃	浜六番丁	〃
10	I-327	茶臼山	〃	〃	宇多津町	〃
11	I-326	坂下(3)	〃	〃	〃	〃
12	I-324	平山(4)	〃	〃	〃	〃
13	II-600	茶臼山(2)	〃	〃	〃	〃
14	II-2001	円山	〃	〃	〃	〃
15	II-1999	坂下東	〃	〃	〃	〃
16	I-328	十楽寺	〃	〃	〃	〃
17	I-330	西町	〃	〃	浜八番丁	〃
18	I-94	〃	〃	〃	浜六番丁	〃
19	III-835	西町(4)	〃	〃	〃	〃
20	I-329	西町(A)	〃	〃	浜八番丁	〃
21	II-323	平山(3)	〃	〃	宇多津町	〃
22	II-2000	十楽寺(2)	〃	〃	〃	〃
23	II-1998	津ノ山	〃	〃	〃	〃
24	II-1998-2	〃	〃	〃	〃	〃
25	I-331	西町東	〃	〃	〃	〃
26	I-331-2	〃	〃	〃	〃	〃
27	I-322	平山(2)	〃	〃	〃	〃
28	I-322-2	〃	〃	〃	〃	〃
29	I-325	坂下(1)	〃	〃	〃	〃
30	I-333	大門	〃	〃	〃	〃

3. 主要水門の操作

水門の管理者（操作担当者）は、気象情報等の通報を受けたときは、状況により排水門等を開放し水位の低下を図る等適切な措置を行うものとする。

なお、操作については、逐次水防本部に報告し、緊密な連携のもとにそれぞれ所定の操作手順に従い、確実な操作を行わなければならない。

また、水門の操作を行う場所に、避難指示等が発令された場合には、操作員の安全確保のため避難を優先とする。

(1) 主要水門

名 称	位 置	水門操作担当者	電話番号	河 川 名
新町水門	宇多津町	宇多津町地域整備課	4 9 - 0 5 1 1	大束川
鴨田水門	〃	〃	〃	鴨田川

4. 河川、堤防の巡視等

(1) 消防団長（第1次動員体制：警戒班長、第2次動員体制：災害対策部長）は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川・堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防本部長に報告するものとする。（水防法第9条）

(2) 消防団長は、河川の水位がはん濫注意水位に達したときは、常時、河川・堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに、団員等の水防要員を招集し、水防作業にあたらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。（水防法第17条）

(3) 消防団長又は団員等の水防要員は、水防活動上必要ある場合は警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは、制限し、退去を求めることができる。（水防法第21条）

(4) 消防団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべきやむを得ない事態が発生したときは、水防のため地域住民の出勤を求めることができる。その際は、直ちに水防本部長に報告するものとする。（水防法第24条）

(5) 消防団長は、堤防その他の施設の決壊による洪水の危険が切迫したときは、直ちに地域内住民の避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。（水防法第25条）

5. 報告等

下記の場合において、水防本部長は速やかに中讃土木事務所に報告するものとする。

(1) 水防作業を開始したとき。

(2) 堤防等に異常を発見したとき。

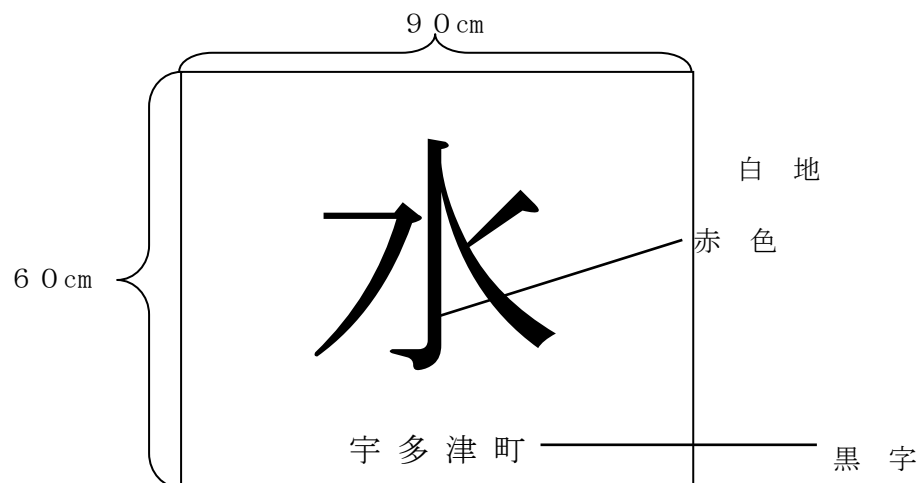
(3) 人員又は資材の応援を必要とするとき。

(4) 立退き避難を指示したとき。

6. 車両優先通行標識

水防活動のため出勤する水防用緊急自動車は、優先通行を確保するため、下図の標識を用いるものとする。（昭和24年8月16日香川県告示第277号を準用）

標 旗



7. 水防作業

水防工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、時には数種の工法を並施し、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときには、それに代わるべき工法を次々と行い極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその附近で求めやすい工法を施工すること。

水防作業に従事する者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

8. 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、水防管理者は県水防本部長にその旨を報告するものとする。

9. 水防状況報告書

水防が終了したときは、香川県水防計画中の第1号様式（水防実施状況報告書）にて報告するものとする。

第9 避難のための立ち退き

1. 洪水、津波又は高潮の氾濫又はため池の決壊等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防本部長は、区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
2. 避難のための立退きを指示した場合には、坂出警察署長にその旨を通知しなければならないとともに、その旨を速やかに中讃土木事務所長に報告しなければならない。
3. 予定避難先経路等については、各水防管理者において予め選定し、関係機関に通知するとともに一般に主知しておくものとする。

第10 避難指示等の発令基準

1. 大雨・洪水等の発令基準等

区分	判断基準
高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●大東川水位観測所（津の郷橋）の水位が、避難判断水位（3.1m）に到達した場合 ●大東川水位観測所（津の郷橋）の水位が水防団待機水位（1.4m）（又は氾濫注意水位（2.6m））を越えた状態で、大東川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ●土器川の祓川橋水位観測所において、避難判断水位（丸亀区域 4.3m）に達し、洪水予報の氾濫警戒情報が発令され、引き続き水位上昇が見込まれている場合 ●大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要になることが予想される場合 ●降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 （参考）平成30年7月豪雨：3日間で355ミリの雨量を観測（宇多津町観測）
避難指示 【警戒レベル4】	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●大東川水位観測所（津の郷橋）の水位が、氾濫危険水位（3.45m）に到達したとき ●大東川水位観測所（津の郷橋）の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、大東川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ●土器川の祓川橋水位観測所において氾濫危険水位（丸亀区域 4.6m）に達した場合 ●異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●大東川水位観測所（津の郷橋）の水位が、避難判断水位（3.1m）を超えた状態で、避難勧告の発令が必要となるような降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 （参考）平成30年7月豪雨：3日間で355ミリの雨量を観測（宇多津町観測）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	■可能な範囲で災害発生情報を提供する。 ●大東川において決壊や越流が発生した場合 ●土器川で氾濫発生情報（洪水警報）が発令されたとき
避難指示等の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。
対象とする区域	当初は、沼の池地区、長縄手地区、中村地区、浦町地区、大門地区、田町地区に発令する。

2. 土砂崩れ時の発令基準等

区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●当町に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）や土砂災害警戒判定メッシュ情報で実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ●強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過することが予想されている場合 （参考）平成30年7月豪雨：3日間で355ミリの雨量を観測（宇多津町観測）
避難指示 【警戒レベル4】	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●当町に土砂災害警戒情報が発表されたとき ●大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）や土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ●大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水流の変化等）が発見された場合 （参考）平成30年7月豪雨：3日間で355ミリの雨量を観測（宇多津町観測）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	■可能な範囲で災害発生情報を提供する。 ●土砂災害が発生した場合
かがわ防災 web システム・雨量観測局（町周辺）	丸亀市丸亀、丸亀市綾歌、坂出市坂出
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、町周辺の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。
対象とする区域	当初は、青の山、聖通寺山、茶臼山、角ノ山山麓地区に発令する

3. 高潮時の発令基準等

区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●強い勢力をもった台風が深夜から早朝に接近し、潮位の偏差が予想される場合 ●高潮注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ●伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合
避難指示 【警戒レベル4】	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき ●高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 (参考) 平成16年台風16号最大潮位 2.46m (高松港観測)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	■災害の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。 ●高潮による浸水を確認した場合。
かがわ防災 web システム・潮位観測所	坂出港
避難指示等の解除	●解除については、高潮警報の解除、今後の気象状況など総合的に判断して行う。但し、浸水被害が発生した場合は、住宅地での浸水が解消し、安全が確認された段階で解除するものとする。
対象とする区域	当初は北浦地区、倉の前地区、新町地区に発令する

4. 津波時の発令基準等

- (1) 津波警報、大津波警報の認知または通知を受けたときは直ちに避難指示を発令する。
- (2) 津波注意報の認知または通知を受けたときまたは強い地震(震度4以上)を感じた場合で、町長が必要と認めた場合に避難指示を発令する。

第 1 1 他の水防機関等との協力応援

水防本部長は、水防法第 2 2 条及び第 2 3 条に基づき他の水防管理者、水防団長又は警察 署長に対し応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、器具資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄に入るものとする。

河川管理者の協力

(1) 河川管理者四国地方整備局長の協力事項

河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する土器川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の被災予防または復旧に必要な資材の提供
- ⑤ 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- ⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

(2) 河川管理者香川県知事の協力事項

河川管理者香川県知事は、自らが管理する二級河川において、自らの業務等に照らし、可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に対して、次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の被災予防または復旧に必要な資材の提供
- ⑤ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

第 1 2 公用負担

1. 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長又は消防団長は、水防法第 2 8 条に基づき次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石竹木その他の資材の使用収用
- (3) 自動車、その他運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2. 公用負担権限証明書

水防法第 2 8 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体、消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委託を受けた者にあつては、次のような証明書を携帯し、必要ある場合に提示すべきものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 証 宇多津町消防団 何 某 上記の者の宇多津町の区域における水防法第28条 第1項の権限行使を委託したことを証明する。 年 月 日 宇多津町長 谷川 俊博 印
--

3. 公用負担証

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的物の所有者又は、これに準ずべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 目 的 物 種 類 負担の内容 使用・収用・処分等 年 月 日 宇多津町長 谷川 俊博 業務取扱者 何 某 印

第13 水防訓練

1. 水防訓練実施要領

本町は、次の項目について実施するものとし、でき得れば一般住民を参加させ水防意識の高揚に努めるものとする。

- (1) 通 報（消防団の動員、居住者の応援）
- (2) 輸 送（資材、器材、人員）
- (3) 工 法（各水防工法）
- (4) 樋門、角落しの操作
- (5) 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

2. 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。

資料1 要配慮者利用施設

	施設種別	施設名称	大東川 最大深	土器川 最大浸
1	病院	宇多津病院	—	1.0～3.0
2	診療所	井上胃腸科肛門科クリニック	—	—
3	特別養護老人ホーム	寿楽荘	0.5～3.0	1.0～3.0
4	介護老人保健施設	ライトハートいきいき荘	—	0.5～1.0
5	ケアハウス	マイルドハート21	—	0.5～1.0
6	介護付有料老人ホーム	彩りの家	—	0.5～1.0
7	住宅型有料老人ホーム	浜のかぜ	—	1.0～3.0
8	デイサービス	陽だまり	0.5～3.0	1.0～3.0
9	通所介護、デイサービス	すまいるケアセンター	—	0.5～1.0
10	通所介護、デイサービス	バイスデイサービスセンター歩・いっぽ	—	1.0～3.0
11	認知症共同生活	グループホーム富士	0.5～3.0	3.0～5.0
12	指定障害者福祉施設	エコランド宇多津	—	—
13	指定障害者福祉施設	ドリームパラダイス	—	0.5～1.0
14	障害者就労施設	いちむじん	—	1.0～3.0
15	障害者就労施設	めりい	0.5～3.0	1.0～3.0
16	指定障害者福祉施設	ワークネット宇多津	—	0.5～1.0
17	障害者施設	グループホーム鵜足津	—	1.0～3.0
18	障害児通所サービス	児童デイサービスまんま	—	0.5～1.0
19	障害児通所サービス	発達支援ルームキャンパス	0.5～3.0	—
20	保育所	中央保育所	0.5～3.0	1.0～3.0
21	保育所	あおやま保育園	0.5～3.0	1.0～3.0
22	保育所	わかくさ保育園	0.5～3.0	1.0～3.0
23	保育所	ごうだほいくえん	—	1.0～3.0
24	認定こども園	わかくさ北こども園	—	0.5～1.0
25	認定こども園	平山こども園	0.5～3.0	3.0～5.0
26	幼稚園	宇多津幼稚園	0.5～3.0	1.0～3.0
27	幼稚園	香川短大付属幼稚園	—	1.0～3.0
28	幼稚園	青山幼稚園	0.5～3.0	1.0～3.0
29	学校	宇多津小学校	0.5～3.0	0.5～1.0
30	学校	宇多津北小学校	0～0.5	1.0～3.0
31	学校	宇多津中学校	0.5～3.0	1.0～3.0
32	児童館	キッズプラザうたづ	—	0.5～1.0
33	町保健センター	宇多津町保健センター	0.5～3.0	1.0～3.0

別表 1

避難者収容予定箇所 避難場所名	所在地	電話番号	収容人員
宇多津小学校	宇多津町長縄手	49-1820	210
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁	49-2000	242
宇多津中学校	宇多津町岩屋	49-0818	475
宇多津幼稚園	宇多津町長縄手	49-0198	250
中央保育所	宇多津町網の浦	49-0206	200
平山こども園	宇多津町平山	49-0851	150
香川短期大学	宇多津町浜一番丁	49-5500	300
四国医療専門学校	宇多津町浜五番丁	41-2380	100
町民体育館	宇多津町長縄手		300
保健センター	宇多津町網の浦	49-8008	300
デュアル・スポーツセンター	宇多津町岩屋	49-8007	150
あみのうら交流センター	宇多津町網の浦	49-0287	50
坂出宇多津広域行政センター	宇多津町向山	49-1100	35
浜八番丁コミュニティ分館	宇多津町浜八番丁		15
北浦コミュニティ分館	宇多津町北浦		25
大橋コミュニティ分館	宇多津町大橋		25
大橋南コミュニティ分館	宇多津町大橋		25
坂下西コミュニティ分館	宇多津町坂下		40
坂下東コミュニティ分館	宇多津町坂下		15
新開コミュニティ分館	宇多津町新開		20
中央コミュニティ分館	宇多津町網の浦		20
新町コミュニティ分館	宇多津町新町		30
山下・本町コミュニティ分館	宇多津町山下		15
大門コミュニティ分館	宇多津町大門		15
田町コミュニティ分館	宇多津町田町		20
十楽寺コミュニティ分館	宇多津町十楽寺		10
津の郷コミュニティ分館	宇多津町津の郷		50
津の郷北コミュニティ分館	宇多津町津の郷		25
鍋谷コミュニティ分館	宇多津町鍋谷		25
平山コミュニティ分館	宇多津町平山		50
県営住宅宇多津団地集会室（1）	宇多津町沼の池		50
県営住宅宇多津団地集会室（2）	宇多津町沼の池		25
サポートセンター	宇多津町浜六番丁	41-0516	35
キッズプラザうたづ	宇多津町浜八番丁	49-4005	30
やすらぎプラザ	宇多津町大門	41-0665	30
ユープラザうたづ	宇多津町浜六番丁	49-8020	150
宇夫階神社	宇多津町宇夫階	49-0805	50
本妙寺	宇多津町西町	49-0057	35
郷照寺	宇多津町西町	49-0710	25
浄泉寺	宇多津町網の浦	49-0182	15
聖徳院	宇多津町網の浦	49-0829	25
南隆寺	宇多津町山下	49-0686	35
聖通寺	宇多津町坂下	49-0128	50
平山公園	宇多津町平山		
中央公園	宇多津町浜八番丁		
蛭田池公園	宇多津町坂下		
網の浦万葉公園	宇多津町網の浦		
桜の広場	宇多津町浜二番丁		
イオンタウン宇多津	宇多津町浜二番丁		

